

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795 |

小笠原 旧島 柳 價

(3726)

小笠原旧島民補償に関する件

○ 来 電

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話 東京 (3580) 3311 番

電 報 第 34 / 1392 (米北)

ワシントン 6月10日 21/0発
本省 11日 13.00着

藤山大臣 下田臨時代理大使

『小笠原旧島民補償に関する件』

第 1050号 (平)

往電第 1043号に關し、

1. 6月8日付 Congressional Record (テキスト空送) によれば、本件法案 (S. 21310) は同日の上院本会議においてフルブライト議員 (外交委員長) により提案されたものであるが、同議員は右提案にあたり、本件法案は國務長官代理より副大統領 (上院議長) 宛の5月29日付書簡により立法を求められたものである旨、また同議員は本件が外交委員会で審議される際は右法案を支持し、反対し若しくは修正する権利を留保するものなる旨を述べた。本件法案は直ちに外交委員会に付託された。

2. 前記國務長官代理発の書簡もフルブライト議員により提出せられ、本件法案とともに前記 Congressional Record に記録されたが、その要旨次のとおり。

(1) 第二次大戦の末期約 7,000人の小笠原島民が日本政府により退去せしめられたが、同島を占領した米国は戦後旧島民の同島帰還は 135名の西歐系住民を除き、安全保障の見地から (for security)

reasons 外務省 これを認めないという政策をとつてきた。

添付なし

電 信 号

(1050号の2)

(2) 平和条約第81条は同島に対する行政、立法、司法の権利を米国に認めているが同条約の交渉中同島に対する日本の潜在主権が米国、英国及び日本により公式に承認された。

(3) 前記(1)の結果日本に留まることを余儀なくされた旧島民の生活は困窮状態に陥り、日本政府は彼らに経済援助を与えねばならなかつた。1957年6月、ワシントンを訪問した岸首相は本件が日米関係に悪影響を及ぼしていることを指摘し、一部旧島民の帰還の承認と損害補償金の支払い方を米国政府に強くうたえるところあり、米国政府は右措置を考慮することに同意した。然しその後一部帰還は安全保障の見地から実現不可能となつたので、米国政府は1957年9月及び1958年9月、ワシントンを訪問せる藤山外相に対し補償の支払を積極的に考慮すべきことを通報し、本件討議 (discussions) は東京及びワシントンで同時に行はれることが合意された。

(4) 右討議の結果日本側の当初の要求額 12,500万ドルは、支払が近い将来に行はれるということに基づきとして600万ドルに減額された。

(5) 本件支払いに正当な事由が存することに國務、国防両省の見解は一致している。

(6) 前記額の算出に際しては沖縄諸島の土地価格の平均値 (1エーカーにつき1,000ドル) を基礎として

外務省

電信写

(第1050号の3)

在小笠原島私有地価格の総額約4百万ドル(1952年4月28日現在)に年利6分の利息を加え8百万ドルを算出した。

(7) 国務省並びに国防省は米国政府が個々のクレイム額を裁定するのは望ましくないと考えるので、右金額を日本政府に支払い同政府をして個々のクレイムを解決し、各個人に補償額を支払わしむべきことを勧告する。

(8) 本件法案は (イ) 米国が安全保障の目的か

ら小笠原諸島を引続き不特定の期間に亘り保有すること (indefinite reservation) が必要であるが故に、旧島民の帰還は予見し得る将来においては認め得ないという事実、及び (ロ) 旧島民の生活が困窮しており、これは日米関係に悪影響を与えている、という事実に基づいており、日米間の友好関係を強化するために早急の処置が必要とされる。

(9) 本件立法については予算局にも異存はない。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、並、米、条、情各局長、並審、米参、条参、総、並北、米北、条条

外務省

電信写

昭和34 / 2778 (米北)

略 ワシントン 6月26日2040発

本 省 27日1109着

藤山大臣 下田臨時代理大使

(小笠原旧島民補償問題等に関する件)

第1139号

26日本官他用パーソンズ副次官補と会談の際、小笠原旧島民補償に関するフルライト法案通過の見通しを尋ねたところ、パは同法案が今期議会にて通過することを期待してはいるが、目下これより先に提出された他の法案が輻輳しており、いつ審議されるか見通しつかず、また審議の際いかなる論議が行われるかも予測し得ない状態である。それにつけても東京のガリオア債務についての話合いは相変らず日本側の回避的態度により一向進展を示さざるところ、この際日本側からなんらか実質的な response が行われれば時宜に適したことになるべしと述べ

外務省

極秘

電信写

(第1139号の2)

た。御参考まで。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各
局部長、亜審、米参、総、亜北、米北

外務省

電信写

昭和34 15687 (亜北)

ワシントン 8月4日 / 8:50 発
本省 5日 / 3:10 着

藤山大臣 朝海大使

「小笠原旧島民補償に関する件」

第11347号 (平)

小笠原旧島民補償に関する法案は7月27日原案通り上院
外交委員会により承認されたが、国務省係官によれば、同
法案の上院本会議上程の時期は未定であり、又下院側は上
院本会議の決定を見るまでは本法案の委員会提出は行わな
い方針なる由。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局
長、亜審、米参、総、亜北、米北、条
条、情道、啓

外務省

極秘

電信写

昭和34 15885 (亜北)

暗 本 省 8月6日1840発
7日0901着

藤山大臣 朝海大使

(旧小笠原島民補償問題に関する件)

第1359号

貴電第1137号に関し

5日下田をしてグリーン次官補代理に対し冒頭貴電御来訓の趣旨に従い甲入れをなさしめたところ、今は議会の会期も残り少なくなりたるも本件法案の如く簡単な内容のものは議会がその気になりさえすれば1日にて通過し得るものにて、問題は議会が本法案の重要性を認識し、これを優先的に取扱うや否やにあり、行政府としては今会期における通過のため今後とも最善の協力を払うべく、法案審議状況については随時御連絡すべしと述べた。なお別途デスパーニシの情報によれば議会会期は9月10日頃まで延期される可能性大なる由。(了)

添付あり

外務省

極秘

電信写

(第1359号の2)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各
局長、亜審、米参、総、亜北、米北、

外務省

電信写

昭和34 16003 (亜北)

平 ワシントン 8月7日 17.00 発
本 省 8日 08.15 着

藤 山 大 臣 朝 海 大 使

(小笠原旧島民補償に関する件)

第1361号

往電第1347号に関し

本法案は8月6日上院本会議に上程された。

國務省係官によれば来週上院を通過する見込み
なる由。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局
長、亜審、米參、総、亜北、米北、衆
衆、情道、啓、

外務省

電信写

昭和34 16649 (亜北)

ワシントン 8月18日 20.00 発
本 省 19日 10.00 着

藤 山 大 臣 朝 海 大 使

『小笠原旧島民補償に関する件』

第1411号 略

18日國務省スナイダーは小笠原旧島民補償法案の成行き
に関し、安川に対し次の通り語った。

國務省としては本件補償のための授權法が成立すれば別途
に歳出法を必要とせず直ちに補償金支出が可能となるとの
考えてあつたがその後予算局と協議の結果如何しても別途
に歳出法が必要であるとの結論となり授權法案が議会を通
過後直ちに歳出法案を提出することとなつた。

以上の次第で國務省としては両法案が今会期中に成立する
希望をすてたわけではなく引きつづいて最善の努力をする
つもりではあるが、何分今会期の審議はすべて遅々として
おり、たとえば國務省が緊急と考え会期当初に提出したあ
る法案の如きも未だ上院外交委員会さえ通過していない状
況で卒直のところ見返りは楽観を許さない。ただし本件法
案が今会期において成立しない場合も来年1月に始まる会
期は本会期の継続であるから本件法案は再提出の要はなく
何れにしても来会期当初には成立することを期待している。

(了)

外務省

(第1411号の2)

電信写

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局
長、亜審、米参、総、亜北、米北、条案

外務省

極秘

電信写

昭和34 16833 (亜北)

暗 ワシントン 8月20日2240発
本 省 21日1334着

藤山大臣 朝海大使

(小笠原旧島民補償に関する件)

第1422号

往電第1411号に関し

20日本使よりもパーソンズ次官補に対し申入れ
補償が手間どる模様にて失望に堪えずと付言したと
ころ、同次官補は上院の委員会は自分も証言に出席
して満場一致で通過した。下院は上院で議決してか
ら委員会において審議を始めるが、ジャッドやザブ
ロツキーには自分らから手当をしており、通過は問
題なしと思う。オーソライゼーションの法案が上下
両院を通つてからアプロプリエーションの法案を出
す関係上、現在重要法案山積の折から年末までに支
払い得る態勢になることは困難なるべく、来年2月
もしくは3月頃、法律的手続を済まし得るものと思ふと答へ
たので、本使より重ねて日本側事情を説明し、この

外務省

極秘

電信写

(第1422号の2)

上とも審議を促進おられた旨申入れておいた。
(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、
亜審、米参、総、亜北、米北、
条条

外務省

電信写

昭和34 17077
ワシントン 8月24日1900発 (亜北)
本省 25日0930着

藤山大臣 朝海大徳
『小笠原旧島民補償法案に関する件』
第1447号 平 (至急)
國務省よりの通達によれば、小笠原旧島民補償に関する補償
法案は本24日午後上院本会議を通過した。
(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、
亜審、米参、総、亜北、米北、条条、情道、
啓

外務省

電信写

昭和34 17252 (亜北)

ワシントン 8月26日1900発
本省 27日1100着

藤山大臣 朝海大使

『小笠原島民補償法案に関する件』

第1459号 (平)

往電第1458号 に関し

本法案は予定通り25日下院に提出された。なお27日外交
委員会極東小委員会において本法案に関する公聴会が開
かれ、パーソンズ國務次官補の証言が行われる態である。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、
亜審、米参、総、亜北、米北、条条、情
道、啓

外務省

添付あり

電信写

昭和34 17435 (亜北)

平 ワシントン 8月28日1830発
本 省 29日0921着

藤山大臣 朝海大使

(小笠原島民補償法案に関する件)

第1476号 (至急)

往電第1459号 に関し

本件権限法案は28日下院外務委員会極東小委
員会により承認された。

なお当方より申入れたるに対し國務省係官より
の連絡によれば、同法案は引続き31日外務委員
会自体の審議に付せられる予定であり、同法案が
右委員会を通過することはほぼ確実なるも、会期
未切迫し、他に未審議法案が山積しおる一方、各
議員とも選挙区への帰省を急ぎおり、行政府とし
てはできるかぎりの手をつくしおるも、果して同
法案が今会期中に下院本会議を通過するや見通し
困難の状況にある由。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、
亜審、米参、総、亜北、米北、条条、情道、啓

外務省

極秘

電信写

昭和34 17633 (亜北)

暗 ワシントン 9月1日/6.45発
本 省 2日07.36着

藤山大臣 朝海大使

(小笠原旧島民補償に関する件)

第1484号

往電第1480号に關し

3/1日ザプロツキー下院議員(外交委員会委員で本件補償問題に關する下院分科委員長)と非公式に会見懇談、わが方の急を要する事情を説明したのに対し同議員は、議会は1日も早く閉会せんとあせりおる際にもあり、また議員中には自分の関係した法案があるいは不適當となり、あるいは行政府の拒否するところとなつた等の關係もあり、なぜこの法案を早急に通過せしめなければならぬかという意見を出している者もある。自分もなぜ見返り円資金を利用せぬかという質問を出したが、この点についての國務省の説明に納得しており、至急オーソライゼーションの法案通過方努力中につ

添付なし

外務省

極秘

電信写

(第1484号の2)

き御安心ありたい。ただし手續上年未支払いということは到底望めぬとお答えせざるを得ないと述べた。

なお同議員は右懇談の際、本使より日本人のみが帰島につき不当に差別待遇を受け、この点は日本人いずれも不快視しおるものなることを述べたるに対し、実は自分も全然同感にて混血児のみを帰島せしめたことは米国の犯した大きな誤りであつたと思う。自分は委員会にてこの点を更に掘下げて問題にする心算であり、そのために法案の通過が遅れてもかまわぬと考えていると述べ、本使の見解を尋ねた。本使としてはこの段階において法案の通過が更に遅れることは好ましからず、またザプロツキーの帰島を許さるべしと考えている日本人の数字がきわめて低いと認めためたので、この際は見解の表明を避け単にかかる差別待遇もあり、至急補償の支払いに尽力されたと繰返し付言するにとどめておいた。(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長
亜審、米參、総、亜北、米北、条条

外務省

極秘

電信写

昭和34 17798 (亜北)

暗 ワシントン 9月3日1505発
本 省 4日07.27着

藤 山 大 臣 朝 海 大 使

(小笠原旧島民補償に関する件)

第1505号

往電第1480号に關し

2日再びパーソンズ次官補と会談し、重ねてわが
方事情を述べ督促したるに對し同次官補は下記の通
り答えた。

議員中には自己の関心を有する法案で成立の見込
みのないものが少なくないので、本件に對しかなり
微妙な態度を示しておるものがある。幸いザプロッ
キーやジャッドのような議員は相当努力してくれて
おるので下院の本会議に持込み得る態勢になるこ
とは間違いないと思う。ただし会期の迫つた一方本
会議に持込まれる予定の法案が山積しているので現
実にこの法案が本会議に割込み審議されるためには
さらに議運に對する了解工作が必要となるわけであ
る。本会議を通過したらば機を逸せずアプロプリエ

外務省

極秘

電信写

(第1505号の答)

ヨンの法案も提出してこの法案も本会期にせめて
首だけでも出さしておきたい所存であるが、先
日お話しした通りいかに努力し、かつ順調に進展
しても年末支払いはおぼつかないから日本側も関
係者にその心構えをつくらしていただきたい。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、
亜審、米参、総、米北、亜北、糸条

外務省

極秘

電信写

昭和34 17888 (亜北)

暗 フシントン 9月4日18.25発
本 省 5日08.52着

藤山大臣 下田臨時代理大使

(小笠原旧島民補償授権法案に関する件)

第1521号

4日国務省ペーン局長は安川に対し、小笠原旧島民補償授権法案に関し、同法案は下院外交委員会極東分科会の承認を得たままいまだ委員会自体の承認を得るに致らず、他方議会会期は来週中に終了する予定であり、残る会期はいまだ成立を見ていない対外援助歳出法案の審議に大部分の時間を費やすこととなると見られるので、小笠原関係法案の成立はますます困難となつている。

なお法案の早期議会通過に関しては国務省としてできる限りの努力をしているが、何分会期末が近づいた現在、議員の中には自己の選挙区に關係する各種の支出法案(いわゆる Pet bill)が会期内に不成立となることに多大の不满を有している

外務省

極秘

電信写

(第1521号の2)

者が相当数あるので、この間に小笠原関係法案を無理に通過させようとする、これらの議員が反対する恐れが十分にあるので、法案の早期通過はさることながら下手をして法案が否決される如き事態は絶対に避けねばならぬところに問題の難しさが存すると語つた。よつて安川より再応日本側の事情を説明し、今議会における法案の無事通過方につき国務省においてこの上とも努力ありたき旨要望しておいた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜審、米参、総、亜北、米北、条
条

外務省

電信写

昭和34 18754 (亜北)

平 ワシントン 9月15日18.50発
本省 16日09.55着

岸大臣臨時代理 朝海大使

(小笠原旧島民補償授權法案に関する件)

第1581号(至急)

議会は本15日午前閉会し、小笠原補償授權法案は成立を見るに至らなかつた。國務省は14日夜同法案の下院外交委員会ならびに本会議の通過に関し最後の努力を試みたが残念ながら議会側の受入れるところとならなかつた由。

(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、局部長、次参、
総、亜総、北、米北、条条、情道、啓
審